



仕事の未来に向けた ILO創設100周年記念宣言

2019年6月21日

第108回ILO総会(ジュネーブ)にて採択



仕事の未来に向けた ILO 100 周年創設記念宣言

2019年6月21日、第108回ILO総会（ジュネーブ）にて採択

国際労働総会は、その第108会期に国際労働機関（ILO）の創設100周年の機会にジュネーブにおいて会合し、

過去100年の経験に照らし、政府、労働者および使用者の代表の継続的かつ協調的な活動が、社会正義の実現、民主主義及び普遍的かつ恒久的な平和の推進のために必要不可欠であることを考慮し、

これらの活動が、より人間らしい労働条件を導いた社会経済的な進歩に関し、歴史的な前進をもたらしてきたことを認識し、

世界各地に見られる持続的な貧困・不平等・不正義・紛争・災害及び人道的緊急事態が、達成された前進や共有された繁栄と全ての人へのディーセント・ワークへの脅威となることも同時に考慮し、

国際労働憲章とフィラデルフィア宣言（1944年）に示された目標、目的、原則及び使命を想起し、再確認し、

労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言（1998年）及び公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言（2008年）の重要性を強調し、

100年前にILOを誕生させることとなった社会正義の理念、そしてILOを再活性し、創設時の構想を実現した仕事の未来を形作ることは世界中の政府、使用者、労働者の手の届くところにあるという信念に感銘し、

社会対話は社会の全体としての結束に貢献し、十分に機能し生産的な経済にとって極めて重要であると認識し、

雇用の創出源であり、イノベーション及びディーセント・ワークの推進者である持続可能な企業の役割の重要性も同時に認識し、

労働は商品ではないということを再確認し、

暴力とハラスメントのない仕事の世界に努力を尽くし、

特に私たちが求める仕事の未来を形作り、仕事の世界における課題に対処するにあたり、多国間主義を推進する重要性も同時に強調し、

ILOのすべての構成員に対し、1919年と1944年に合意した社会正義と普遍的かつ恒久的な平和を達成するための揺るぎない責務の再確認及び構成員による活動の活性化を呼び掛け、

全地域の公正な代表制を保障し、加盟国間の平等の原則を確立することによるILO統治の民主化を要望し、

2019年6月21日、仕事の未来に向けたILO創設100周年記念宣言を採択する。

I 総会は以下を宣言する。

- A. ILO は、技術革新、人口動態の変化、環境及び気候変動、そしてグローバリゼーションによる仕事の世界の変革の時代であり、不平等が継続する時代で、及び仕事の本質、仕事の未来、そしてその中にいる人々の立場と尊厳に対し重大な影響を与えている中で、創設 100 周年を迎える。
- B. 完全に生産的そして自由に選択された雇用と全ての人のディーセント・ワークをともなう公正、包摂的で、安定した仕事の未来を形成するための機会をとらえ、そのための課題を解決するために行動することが急務である。
- C. このような仕事の未来は、貧困に終止符を打ち、誰一人取り残さない持続可能な開発のための基盤である。
- D. ILO は、労働者の権利、そして全ての人々の必要性、願望、権利を経済・社会・環境政策の中心に位置づけた人間中心のアプローチをさらに発展させることで、憲章に定められた使命である社会正義を弛まぬ力強さで次の 100 年に引き継いでいかななければならない。
- E. 全ての国の加盟実現に向けた過去 100 年の ILO の成長は、社会正義が世界の全地域において達成できるということ、三者構成統治における完全、平等で民主的な参加によってのみ、ILO 構成員によるこの試みに対する最大限の貢献が保障されることを示している。



II 総会は以下を宣言する。

- A. ILOは、憲章上の使命を果たし、仕事の世界の大きな変革を考慮に入れながら、仕事の未来に向け人間中心のアプローチをさらに発展させるにあたり、以下の点に力を振り向けなければならない。
- (i) 経済、社会、環境の側面における持続可能な開発に寄与する仕事の未来への公正な移行を確保すること
 - (ii) 全ての人に対する尊厳、自己実現及び公正な利益の分配を確保するディーセント・ワークと持続可能な発展を達成するために、社会対話の利用を含め、テクノロジーの進歩と生産性の向上を最大限活用すること
 - (iii) 政府と社会的パートナーによる共同責任として、全ての労働者の職業人生を通して技能、能力、そして資格の獲得を以下の目的のために推進すること
 - 現存または将来予測される技能面のギャップを解消する
 - 仕事の進化を念頭に置きつつ、教育と訓練システムが労働市場のニーズに対応していることを確保することに特に注力する
 - ディーセント・ワークの機会を利用するための労働者の能力を強化する
 - (iv) 若年者の効果的な仕事の世界への統合に重きを置き、特に教育・訓練から就業への移行を円滑にしながら、完全で、生産的で、そして自由に選択された雇用と全ての人にディーセント・ワークの機会を創出することを目的とした有効な政策を立案すること
 - (v) 高齢労働者に対し、引退まで質の高い生産的かつ健康的な状況で就業機会を最大限に活用できるようその選択肢を広げ、活力のある高齢化を可能にする方策を支援すること
 - (vi) (他の権利を確保することを可能にする権利として) 包摂的で持続可能な成長の達成のための主な要素として、結社の自由と効果的な団体交渉権の承認に焦点を当てた、労働者の権利を促進すること
 - (vii) 以下に則し、定期的な進捗評価を行いながら、変革的なアジェンダを通じ仕事におけるジェンダー平等を達成すること
 - 男女の同一価値労働に対する同一の賃金を含めた平等な機会、参画および待遇を保障する
 - より均等な家庭内責任の分担を可能にする
 - 労使それぞれの必要性や利益を考慮した労働時間を含む、労働者と使用者による解決策への合意を可能にすることで、より良いワークライフバランスを達成するための機会を提供する
 - ケアエコノミーに対する投資を促進する

- (viii) 障がい者やその他の脆弱な立場の人々のために仕事の世界において平等な機会と待遇を実現すること
- (ix) 特に中小零細企業及び協同組合、社会的連帯経済において、起業や持続可能な企業を可能にする環境を推進し、全ての人にディーセント・ワーク、生産的な雇用及び生活水準の改善をもたらす、主要な経済成長や雇用創出源としての民間セクターの役割を支援すること
- (x) 重要な使用者であり質の高い公共サービスの供給者である公共セクターの役割を支援すること
- (xi) 労働行政と監督を強化すること
- (xii) 国内およびグローバルサプライチェーンにおいても見られる、働き方、生産形態、ビジネスモデルの多様化が社会・経済的發展に貢献し、ディーセント・ワークを提供し及び完全に生産的で自由に選択された雇用を促進するよう確保すること
- (xiii) 高度に国際的統合が進んだ分野や部門を含め、強制労働および児童労働を廃絶し、全ての人にディーセント・ワークを推奨し、国境を超えた協力を強化すること
- (xiv) 農村地域に特に目を向け、非公式（インフォーマル）から公式（フォーマル）経済への移行を推進すること
- (xv) 適切で持続可能かつ仕事の世界の發展状況に適合した社会的保護システムを発達させ強化すること
- (xvi) 移民労働におけるディーセント・ワークに関し、構成員のニーズに対応し、リーダーシップをとって、国際移民労働に関連した業務をさらに掘り下げ拡大すること
- (xvii) 以下を認識の上、政策の一貫性強化を念頭に置いた多国間システム内での取り組みと協力を強化すること
 - ディーセント・ワークは、所得の不平等に取り組み、貧困を根絶し、紛争・災害及びその他の人道的緊急事態の影響下にある地域に特に注意を払うことで、持続可能な開発の鍵となること
 - グローバリゼーションのもとでは、人間らしい労働条件を採用しない一部の国の存在は他の全ての国の發展にとって一層障害となること

B. 団体交渉や政労使三者間の協力を含む社会対話は、ILOの全活動の必要不可欠な基盤をなし、加盟国の有効な政策及び意思決定に貢献する。

C. 効果的な職場の協力は、団体交渉やその結果の尊重及び労働組合の役割を軽視しない姿勢をもって、安全で生産的な職場の確保を支援する措置となる。

D. 安全で健康的な労働条件はディーセント・ワークの基盤である。



III 総会は、全加盟国に対し、国内の事情を考慮に入れながら、個別にそして集团的に、三者構成主義と社会対話の原則に則り、ILOの支援をもって、以下の行動を通じ仕事の未来のための人間中心のアプローチを推進するよう呼びかける。

A. 以下の施策を通じて、変化する仕事の世界がもたらす機会の便益を全ての人が享受することができるよう、その能力を強化すること。

- (i) 機会と待遇における効果的なジェンダー平等の実現
- (ii) 効果的な生涯学習と全ての人のための質の高い教育
- (iii) 包括的かつ持続可能な社会的保護の普遍的な利用
- (iv) 職業人生を通じた変化の場面において、人々を支援する効果的な措置

B. 非公式性の程度や公式化への移行を達成するための効果的な行動を保障する必要性を認識しながら、全ての労働者に十分な保護を保障するために、仕事の制度・機構を強化すること、そして確実性や法の保護を労働者に提供するための手段として雇用関係の継続した重要性を再確認すること。全ての労働者は、ディーセント・ワーク・アジェンダに則り、以下に配慮し、適切に保護されるべきである。

- (i) 基本的権利の尊重
- (ii) 妥当な最低賃金（法定または交渉による）
- (iii) 労働時間の上限規制
- (iv) 労働安全衛生

C. 以下の全ての施策を通じて持続的、包摂的で持続可能な経済成長、完全かつ生産的な雇用及びディーセント・ワークを推進すること。

- (i) 上記を中心的な目的とするマクロ経済政策
- (ii) ディーセント・ワークを推進し生産性を高める貿易、産業及び部門別政策
- (iii) インフラ及び仕事の世界における革新的変化の推進力となる戦略的分野への投資
- (iv) 持続可能で包摂的な経済成長、持続可能な企業の創造及び発展、イノベーションや非公式から公式経済への移行を推進し、本宣言の目的にビジネス慣行を適合させるような政策とインセンティブ
- (v) 適切なプライバシーと個人情報の保護を保障し、プラットフォームワークを含むデジタル化に関連した仕事の世界における課題と機会に対応した政策と施策

IV 総会は以下を宣言する。

- A. ILO にとり、国際労働基準の設定、推進、批准、及び監視は、根本的に重要である。そのため、ILO には明確で堅固、最新の国際労働基準を保持・推進し、さらなる透明性を強化することが求められる。国際労働基準は同時に仕事の世界における変化するパターンに対応し、労働者を保護し、持続可能な企業のニーズを考慮し、権限ある効果的な監視に服する必要がある。ILO は加盟国の国際労働基準の批准及び適用を援助する。
- B. 全ての加盟国は ILO の中核的労働基準の批准と適用に取り組み、使用者団体と労働者団体と協議の上、その他の基準の批准についても定期的に考慮すべきである
- C. ILO は、以下の目的のため三者構成員の能力を強化する責務がある。
集团的利益代表と社会対話が社会の一体性に貢献し、公益に大きく関連し、よく機能し生産的な経済に重要であるという確信のもと
- (i) 強固で代表性のある社会的パートナー組織の発展を推奨する
 - (ii) 国内及び国境を越えて、労働市場制度・機構、プログラムや政策を含む全ての関連するプロセスに参加する
 - (iii) 強力で影響力のある包摂的な社会対話の仕組みを通じ、全てのレベルにおいて適切に全ての労働における基本的原則及び権利に取り組む
- D. ILO が加盟国及び社会的パートナーに提供するサービス、とりわけ開発協力は、ILO の使命と整合し、拡大型南南協力や三角協力なども通じて、多様な事情、ニーズ、優先事項及び発展の程度の綿密な理解と留意に基づかなければならない。
- E. ILO は、エビデンスに基づく政策提言の質を強化するために、最高水準の統計、研究、知識管理の能力と専門性を維持するべきである。
- F. ILO は、憲章に定められる使命に基づき、仕事の未来に向けた人間中心のアプローチの追求における政策の一貫性を推進するために、他機関との協力を強化し、組織間の取り決めを整備し、社会、貿易、金融、経済、環境の各政策間の強固かつ複雑で重要な繋がりを認識することにより、多国間システムにおいて重要な役割を果たさなければならない。

ILO 駐日事務所

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前 5-53-70

国連大学本部ビル 8階

Email : tokyo@ilo.org

URL : www.ilo.org/tokyo/

 @ILO_Tokyo

